

## 社会福祉法人邦知会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人邦知会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 当法人の全役員の報酬総額は各年度4,000万円を超えない額とする。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、原則として出勤の都度、現金で支給する。

ただし、本人から申し出があった場合、報酬の締切期間を月の初日から当月末日までとし、翌月の25日（その日が取引銀行の休業日にあたる場合はその前日。）に本人の指定する本人名義の金融機関口座に報酬を振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 本人が、書面により報酬の受け取りを辞退する旨を申し出た場合、その役員等に対する報酬は支給しない。

### (公 表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。(全面改正)

この規程は、令和2年4月1日より施行する。(一部改正)

別表 (第3条関係)

理事長	報酬日額
理事会・評議員会への出席	13,500円
上記の他、法人及び事業の運営のための出勤	13,500円

理事・評議員	報酬日額
理事会・評議員会への出席	11,500円
上記の他、法人及び事業の運営のための出勤	11,500円

監事	報酬日額
理事会・評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人及び事業の運営のための出勤	15,000円
監事監査業務のための出勤	15,000円

同一の日に複数の会議や業務を行った場合は、一方の報酬のみとする。